

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

4 月分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	Environmental Science & Technology (2016年) ほか3点 買入	図書	丸善雄松堂(株)	1,359,936	2016年4月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G8	—
2	施設管理システム機器長期借入(再 リース)2	情報処理 機器	東京センチュリーリース (株)	2,093,040	2016年4月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	—
3	水道局情報通信ハイウェイ関係機器 長期借入(再リース)2	情報処理 機器	東京センチュリーリース (株)	1,412,964	2016年4月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	—
4	平成28年度営業所オンラインシステ ム再構築に係るクライアント関係機器 長期借入(再リース)	情報処理 機器	NECキャピタルソリューショ ン(株)	1,752,328	2016年4月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	—
5	平成28年度営業所オンラインシステ ム再構築に係るサーバ関係機器長期 借入(再リース)	情報処理 機器	NECキャピタルソリューショ ン(株)	38,831,130	2016年4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続きの特例を定める政 令第10条第1項第2号	W2	○
6	大阪市水道局財務会計システム負荷 分散装置等機器借入(再リース)	情報処理 機器	富士通リース(株)	2,166,264	2016年4月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称
施設管理システム機器長期借入（再リース）2

2 契約の相手方
東京センチュリーリース（株）

3 随意契約理由

本案件は、施設管理システムにおけるサーバ機器、クライアント機器及び付属ソフトウェアの借入並びに一部機器の保守を行うものです。

今回、上記業者とのリース契約期間が満了することに伴い、再リース契約を行うものです。

当該システムは、平成29年度から統合基盤へ移行しますので、それまではリースを継続する必要があります。

現在使用している当該システム機器は、動作上不具合もなく、十分に使用が可能な状態であり、これを再利用することは、新たに機器を借入する場合と比較して、システム開発業者によるシステムソフトウェアのインストール、機器の環境設定、ネットワークへの接続、動作確認テスト等の作業に必要な経費が発生せず、当該システム機器の効率的な運用が出来るとともに、経済的にも有利となります。

よって、これらを実現できる唯一の業者である上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

水道局情報通信ハイウェイ関係機器長期借入（再リース） 2

2 契約の相手方

東京センチュリーリース株式会社

3 随意契約理由

本案件は、水道局各拠点に設置する庁内情報ネットワークシステム及びIP電話を含む水道局内のシステムで使用するネットワーク機器を借入するものです。

今回、上記業者とネットワーク機器の再リースを平成29年2月28日まで行うものです。

本借入機器について、平成28年度の事業所再編により、必要なネットワーク機器が減少することが見込まれます。事業所再編前に機種更新を実施した場合、調達したネットワーク機器の相当数が事業所再編後は使用されなくなります。よって事業所再編後に機種更新を実施した方が、調達するネットワーク機器の台数を削減でき、経済的にも有利となります。

また、現在使用している機器は、動作上不具合も無く、機器製造業者の指定する保守期限を越えておらず、十分に使用が可能な状態にあり、これを再利用することは、新たに機器を借り入れる場合と比較して、業者による機器の環境設定、接続、動作確認テスト等の作業に必要な経費が発生せず、情報通信ハイウェイの効率的な運用ができるとともに、経済的にも有利となります。

よってこれらを実現できる唯一の業者である、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課IT活用担当（電話番号06-6616-5411）

随意契約理由書

1 案件名称

平成28年度営業所オンラインシステム再構築に係るクライアント関係機器長期借入（再リース）

2 契約の相手方

NECキャピタルソリューション 株式会社

3 随意契約理由

本案件は、主に営業所業務で使用する営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）のクライアント関係機器がリース契約期限を迎えることから、再リース契約を行うものです。

本システムは平成28年5月より機器更新を予定しており、更新後は新クライアントでの稼働予定となっています。

また、現在使用しているクライアント関係機器に動作上の大きな不具合等はなく、機器更新までの使用継続は十分可能であり、これを再利用することは、新たな機器を借り入れる場合と比較して、システム開発業者によるシステムソフトウェアのインストール、サーバー機器の環境設定、ネットワークへの接続、システム稼働テスト等の作業に必要な経費が発生せず、本システムの効率的かつ経済的な運用を行うことができる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5472）

随意契約理由書

1 案件名称

平成28年度営業所オンラインシステム再構築に係るサーバ関係機器長期借入
(再リース)

2 契約の相手方

NECキャピタルソリューション 株式会社

3 随意契約理由

本案件は、主に営業所業務で使用する営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）のサーバー関係機器がリース契約期限を迎えることから、再リース契約を行うものです。

本システムは平成28年5月より機器更新を予定しており、更新後は新サーバーでの稼働予定となっています。

また、現在使用しているサーバー関係機器に動作上の大きな不具合等はなく、機器更新までの使用継続は十分可能であり、これを再利用することは、新たな機器を借り入れる場合と比較して、システム開発業者によるシステムソフトウェアのインストール、サーバー機器の環境設定、ネットワークへの接続、システム稼働テスト等の作業に必要な経費が発生せず、本システムの効率的かつ経済的な運用を行うことができる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5472）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市水道局財務会計システム負荷分散装置等機器借入（再リース）

2 契約の相手方

富士通リース株式会社

3 随意契約理由

本案件は、財務会計システムにおける負荷分散装置及びファイアウォール機器を情報システム統合基盤（以下「統合基盤」という。）への移行が完了する平成28年9月末までの間、再リースを行うもので、当該機器の当初契約のリース期間については、平成27年12月末で満了しており、平成28年1月から再リースを行っていますが、平成28年度のリース期間について、改めてリース契約を行うものです。

現在稼働している財務会計システムは、棚卸に必要な専用帳票の出力機能がなく、担当者が当該帳票を作成するなど非効率なため、平成27年11月～平成28年3月までの間、財務会計システムの改修を行うこととしています。

この「財務会計システム改修作業」と並行して、「統合基盤への移行」を行うことについては、富士通株式会社との協議・調整において、それぞれの作業工程や履行内容の保証の面から無理があり、「財務会計システム改修作業」と「統合基盤への移行」を並行して行う業務の受託はできず、「統合基盤の移行」作業は4月以降に対応できるとの見解が示されています。

このため、移行作業が完了するまでの間、リース契約を継続する必要があります。よって、上記業者と再リース契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課 IT活用担当（電話番号06-6616-5411）